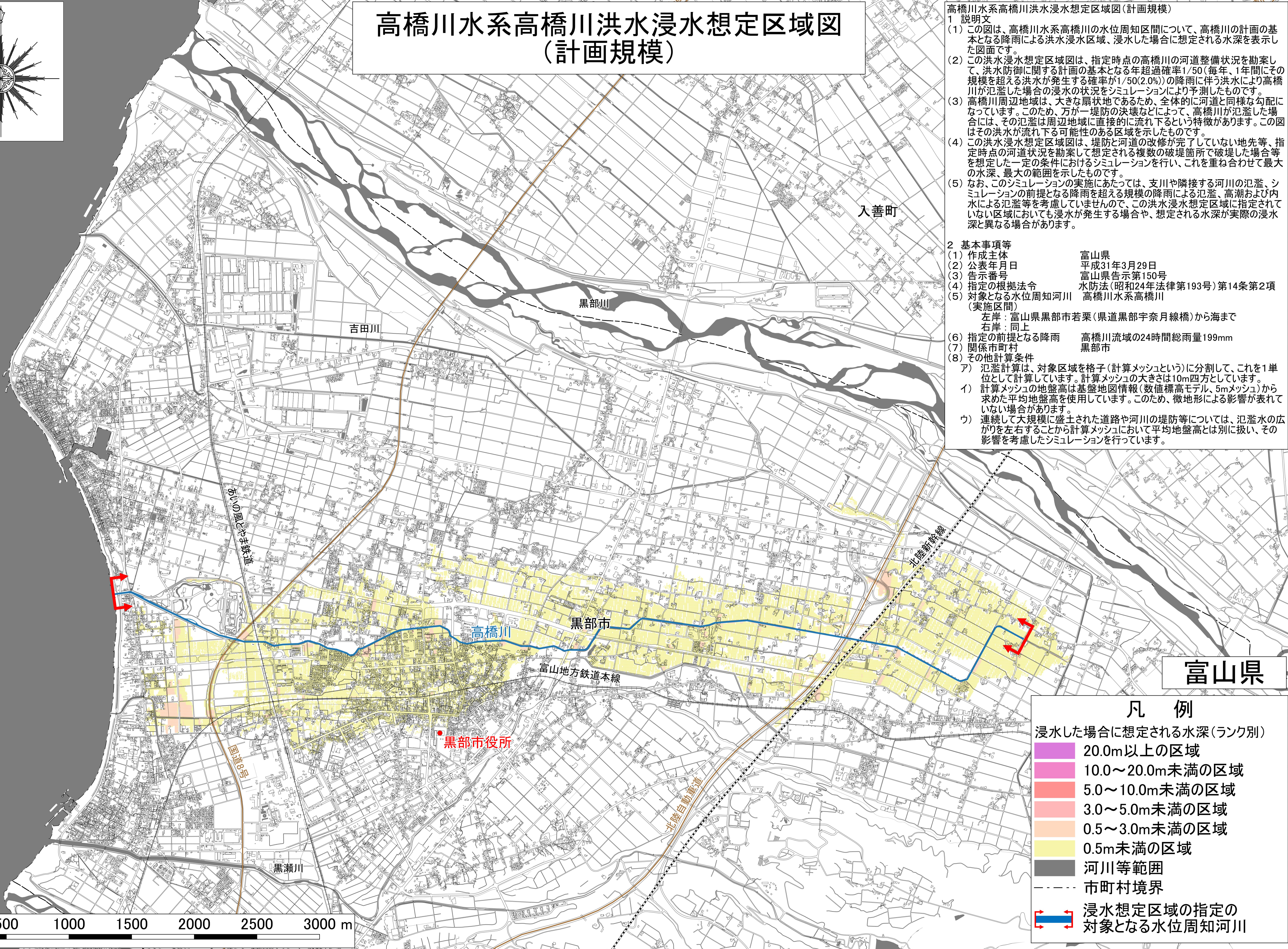


# 高橋川水系高橋川洪水浸水想定区域図 (計画規模)

- 高橋川水系高橋川洪水浸水想定区域図(計画規模)
- 1 説明文
- (1) この図は、高橋川水系高橋川の水位周知区間について、高橋川の計画の基本となる降雨による洪水浸水区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の高橋川の河道整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/50(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2.0%))の降雨に伴う洪水により高橋川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - (3) 高橋川周辺地域は、大きな扇状地であるため、全体的に河道と同様な勾配になっています。このため、万が一堤防の決壊などによって、高橋川が氾濫した場合には、その氾濫は周辺地域に直接的に流れ下るといった特徴があります。この図はその洪水が流れ下る可能性のある区域を示したものです。
  - (4) この洪水浸水想定区域図は、堤防と河道の改修が完了していない地先等、指定時点の河道状況を勘案して想定される複数の破壊箇所で破壊した場合等を想定した一定の条件におけるシミュレーションを行い、これを重ね合わせて最大の水深、最大の範囲を示したものです。
  - (5) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川や隣接する河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮および内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| (1) 作成主体   | 富山県                         |
| (2) 公表年月日  | 平成31年3月29日                  |
| (3) 告示番号   | 富山県告示第150号                  |
| (4) 指定の根拠法令  | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項    |
| (5) 対象となる水位周知河川(実施区間)  | 高橋川水系高橋川                    |
|  | 左岸：富山県黒部市若栗(県道黒部宇奈月線橋)から海まで |
|  | 右岸：同上                       |
| (6) 指定の前提となる降雨   | 高橋川流域の24時間総雨量199mm          |
| (7) 関係市町村  | 黒部市                         |
| (8) その他計算条件  |                             |
| ア) 氾濫計算は、対象区域を格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。計算メッシュの大きさは10m四方としています。                      |                             |
| イ) 計算メッシュの地盤高は基礎地図情報(数値標高モデル、5mメッシュ)から求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響が表れていない場合があります。            |                             |
| ウ) 連続して大規模に盛土された道路や河川の堤防等については、氾濫水の広がりや左右することから計算メッシュにおいて平均地盤高とは別に扱い、その影響を考慮したシミュレーションを行っています。 |                             |



富山県

## 凡例

- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 20.0m以上の区域
  - 10.0~20.0m未満の区域
  - 5.0~10.0m未満の区域
  - 3.0~5.0m未満の区域
  - 0.5~3.0m未満の区域
  - 0.5m未満の区域
  - 河川等範囲
  - 市町村境界
  - 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

